

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

いのち支え合うまち くるめ

～誰も自殺に追い込まれることのない久留米市の実現を目指して～

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。そして、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく様々な社会的要因が絡み合っています。

このため、自殺を「個人の問題」ではなく、「社会の問題」として捉え、これらを解決していくために、市民や様々な分野の専門家、活動団体、行政が一体となり相互に連携・協働し、取組を推進することが必要です。

市民一人ひとりの「生きる」を支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない「いのち支え合うまち くるめ」の実現を目指します。

2 基本方針

国の大綱における基本認識及び基本方針、久留米市の現状と課題及び基本理念を踏まえ、以下の5つを自殺対策にあたっての基本方針とします。

(1) 生きることを支える取組として推進

個人においても社会においても「生きることの促進要因（自己肯定感、経済的安定、信頼できる人間関係、地域とのつながり等）」より「生きることの阻害要因（失業や多重債務、将来への不安、孤独等）」が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

このことから、「生きることの阻害要因」を減らす取組と「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活、生きることを支える取組を進めます。

(2) 関連施策との連携強化により包括的支援を推進

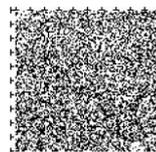
自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に絡んでいることから、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めるとともに、様々な分野の生きる支援に携わる全ての人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携した取組を進めます。

(3) 「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」であるという認識を持ち、取組を推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る身近な問題」ですが、自殺の危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景の理解を深めるとともに、危機に陥った場合には一人で悩まず誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう取組を進めます。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに「気づき」「つなぎ」「見守る」ことができるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、



広報、教育活動等に取り組みます。

(4) 市民、市民活動団体との協働、関係機関との連携強化により共に生きる地域づくりを推進

少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、公的支援制度だけでは対応が困難な課題が顕在化する中、人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいや役割を持ち、支え合いながら生活できる「地域共生社会」の実現が求められています。

自殺対策においても、この「地域共生社会」の理念に沿って、市民、市民活動団体、関係機関等と連携・協働し、自殺の要因となり得る様々な生きづらさの解消に向けた共に生きる地域づくりを進めます。

(5) 命を守る取組、体制づくりを推進

自殺対策の個々の施策は、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という3つの段階ごとに講じる必要があります。

「命を守る」という視点に立ち、それぞれの段階に応じた効果的な取組や、体制づくりを総合的に推進します。

3 目標

自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。こうした中、国が自殺総合対策大綱に示す数値目標は、令和8年までに自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて30%以上減少となる13.0以下としています。これを踏まえ、本市では第2期の自殺対策計画の最終年である令和10年までに平成27年の18.9と比べて30%以上の減少となる13.0以下を目標とします。

	【基準】 平成27年(2015年)	【現状】 令和4年(2022年)	【目標】 令和10年(2028年)
自殺死亡率 (人口10万人対)	18.9	16.1	13.0以下
自殺者数	58人	48人	38人以下 *

出典：人口動態統計

* 「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計から算出

